

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

滋賀国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から60年3月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、私は結婚直後の昭和59年6月に、国民年金保険料の納付勧奨通知を受け取ったので、夫にA市B支所へ保険料の納付に行ってもらった記憶があり、夫も同支所でまとまった保険料を納付した記憶があるという。

私達夫婦の記憶に間違いはないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く前後の国民年金被保険者期間はすべて納付済みであり、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫が、昭和59年6月ごろ、A市B支所において、申立人の国民年金保険料を納付したとの主張は、申立人の国民年金任意加入被保険者への種別変更年月日が、同年5月30日と記録されていることから不自然ではない。

さらに、オンライン記録では納付済みとなっている昭和59年4月及び同年5月の保険料が、国民年金被保険者台帳では納付の記録が無く、また、オンライン記録では納付済みとなっている60年4月から同年12月までの保険料が、A市の国民年金収納簿では納付の記録が無いなど、行政の記録管理に何らかの不手際があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間当時、個人の事業所に勤務しており、20 歳で国民年金に加入しなければならないというので加入し、国民年金の保険料を支払った。

私の持っている年金手帳には、初めて被保険者になった日が、昭和 55 年 * 月 * 日になっているのに、国民年金の被保険者資格と納付の記録は 56 年 4 月 1 日からしか無い。

申立期間について、未加入とされていることに納得できないので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録及び特殊台帳では、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和 56 年 4 月 1 日とされているが、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日及び国民年金の記録欄の被保険者となった日の第一欄のいずれにも、申立人の 20 歳の誕生日前日の「昭和 55 年 * 月 * 日」の記載があり、A 市の押印がなされている上、同市の国民年金被保険者名簿でも、最初の資格取得日は、「昭和 55 年 * 月 * 日」とされており、同市とオンライン記録等の間に齟齬^{そご}があり、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 56 年 10 月 20 日に払い出されており、A 市の国民年金被保険者名簿にも、

「昭和 56 年 8 月 19 日、20 才加入もれ、手帳交付」の記載があることから、申立人の加入手続は同日前後になされたものと考えられるところ、加入手続時点では、申立期間は過年度となるが、A 市は、「同市では、当時、過年度保険料についても納付書を作成しており、納付可能であった。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年5月28日まで

ねんきん定期便で記録内容を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が47万円から30万円へ減額されているが、現金で支給されていた給与額が下がったことは記憶に無い。会社は標準報酬月額を実際の給与額よりも低い額で届け出ているものと思われるが、私の給与からは、実際の給与額に見合う保険料が控除されていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のうち、平成元年10月から2年9月までの期間の標準報酬月額については、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、2年8月1日付けで、30万円に引き下げられ、以後A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年5月28日）まで継続していることが確認できる。

また、申立人は、「給与の遅配など、会社が倒産の危機にあったことは、うすうす感じていた。」と供述しているところ、A社の取締役、総務部長及び経理部長の職であった者についても、申立人と同様に平成元年10月の定時決定以降の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

さらに、A社を管轄していたB社会保険事務所（当時）は、同社が平成3年7月に破産宣告を受け、6年12月に破産廃止決定された後の7年3月8日に、平成元年度から3年度までの厚生年金保険料及び健康保険料を不納欠損として会計処理を行っていることから、2年8月当時、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成2年8月1日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は、事実即したものと考え難く、申立人について、元年10月1日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち、元年10月から2年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から3年4月までの期間については、当該遡及訂正を行った日以降の最初の定時決定（平成2年10月1日）で標準報酬月額30万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

このほか、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年10月から3年4月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年7月15日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年7月15日まで
戦時中、BからCにかけての海域で操業するDに乗っていた。給料は上司が管理しており、E空襲によりやむなく下船し、通帳を渡され故郷に帰った。船員保険の被保険者期間は、昭和20年3月28日から同年4月1日までとなっているが、もっと長い期間であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年4月1日とされている。

しかしながら、申立期間当時、Fの管理下にあったA社（船舶名称は、D）に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和20年3月28日と記載されているものの、同資格の喪失日に係る記載は確認できないとともに、船員保険被保険者台帳においても同様に、同資格の取得日は、同年3月28日と記載されているものの、同資格の喪失日に係る記載は確認できないことから、オンライン記録における申立人の資格喪失日の根拠は定かではない。

また、申立人は、Dに乗船前後の経緯を含む業務内容等及び同船が停泊していたE港へのG軍による空襲（昭和20年7月*日及び*日の2日間）による下船時の状況等について具体的かつ詳細に供述していること、当該事情に係る同僚の供述も申立人の供述と符合していること、及びE空襲に係る公式記録から判断して、事業主が申立人の資格喪失日を昭和20年4月1日として届け出たとは考え難い上、申立人は、少なくとも上記の空襲により同船を下船した

同年7月15日まで継続して乗船していたものと推認できる。

さらに、上記のA社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、申立人と同様に、同資格の喪失日に係る記載が確認できないことから、申立期間当時の同社に係る被保険者記録の管理が適切でなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿の昭和20年3月の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年7月及び同年8月を32万円、15年8月を28万円、17年4月から18年7月までの期間、同年9月及び同年10月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から18年11月21日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成13年7月から退職するまでの期間の標準報酬月額と給与の総支給額に差があるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与支払明細書には、同事業所が加入しているB基金に対する厚生年金基金の掛金の欄が無く、当時、同事業所の社会保険業務を受託していたC事務所は、「厚生年金保険料として控除している額は、厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険料の額である。」と回答している。

しかし、申立人が所持する給与支払明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立期間のうち、平成13年7月から同年10月までの期間は、厚生年金基金の掛金を含めた金額で厚生年金保険料が給与から控除されているが、同年11月から18年10月までの期間は、厚生年金保険料のみが給与から控除されていることが確認でき、同事業所の事務担当者は、「従業員の給与から厚生年金基金の掛金を徴収していなかったことを2年ほど前に気づき、それからは従業員の給与から厚生年金基金の掛金を徴収することにした。」と回答している。

これらを踏まえると、前述の給与支払明細書及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間のうち、平成13年7月、同年8月、15年8月、17年4月から18年7月までの期間、同年9月及び同年10月について、その主張する標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書及び源泉徴収簿により確認できる保険料控除額から、平成13年7月及び同年8月を32万円、15年8月を28万円、17年4月から18年7月までの期間、同年9月及び同年10月を30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のC事務所は、「申立人から、年金記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多く徴収はしていないはずである。」と回答しているが、B基金が保管するA社における厚生年金基金加入員給与月額変更届及び厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、事業主が給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていなかったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から15年7月までの期間及び同年9月から17年3月までの期間については、前述の給与支払明細書及び源泉徴収簿により、申立人の報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。また、申立期間のうち、13年9月については、申立人の報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。さらに、申立期間のうち、18年8月については、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月まで
申立期間は学生であったため、年金については、すべてを母親に任せていた。母親が私の国民年金保険料を一括して A 銀行 B 支店の外交員に納付したと言っている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「母親が A 銀行 B 支店で私の国民年金の加入手続を行い、同行の外交員に国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、A 銀行は、「当行が国民年金の加入手続業務を行っていた事実はない。また、外交員が国民年金保険料の集金業務を行っていたかどうかについては、当時の関係資料等が既に廃棄されているため不明である。」と回答している。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、現在、病気療養中であり聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から15年6月まで
平成14年7月に会社を退職し、A市のBでアルバイトをしていたところに、出勤途中の郵便局で国民年金保険料を納めていたと記憶しているので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金被保険者の資格喪失日が平成14年2月25日、再度の資格取得日が15年7月27日と記載されており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成14年7月27日であることから、本来は、同日が国民年金被保険者の資格取得日とされるべきところ、理由は不明であるが、行政側において15年7月27日を資格取得日とする手続が行われ、その結果、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料と一緒に国民健康保険税を郵便局で納付していた記憶があるとしているが、C市の国民健康保険加入履歴によると、国民健康保険の加入申請受付日が平成15年9月12日であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで
平成19年に平成10年度分の国民年金保険料追納勧奨状が送付されてきた。しかし、同年度分の保険料は、13年4月5日に、母親が父親の銀行口座から15万7,000円を引き出し、手持ちの現金数千円を加えて、私に手渡し、これを、翌日の同年4月6日に、A銀行B支店で振り込んだことを覚えている。父親の銀行預金通帳の写し及び母親の家計簿に納付を裏付ける記載があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を引き出したとする申立人の父親の銀行預金口座に係る通帳を見ると、平成13年4月5日に15万7,000円が出金されていることが確認できる。

また、申立人の母の家計簿を見ると、平成13年4月5日に父親の銀行預金口座から15万7,000円を出金したこと、及び翌日の同年4月6日に申立人の国民年金保険料として申立人に15万7,000円を渡したことの記載が確認できる。

しかし、申立人の母親が、C市職員から、申立期間の国民年金保険料15万9,600円を、「口座は4月20日まで開けておくので、それまでに入金してください。」との説明を受け、平成13年4月6日に納付したはずであると主張しているものの、オンライン記録の追納申込記録を見ると、「平成10年4月分から12年3月分までの319,200円、納付期限13年3月31日」と記録されており、このうち、申立期間の保険料については、同年4月6日の時点では、納付期限を経過しているため、上記追納申込記録に係る納付書では納付できない。

また、その納付金額についても、平成13年4月1日以降は、国民年金法第94条第3項の規定により加算額が付くことから、仮に、銀行が納付期限に気付かず受領したとしても、社会保険事務所（当時）では、その金額が不足していることから、還付する取扱いとなるところ、その経緯の記録は無く、納付の事実及び資格記録を訂正、取消し等を行った経緯も無い。

さらに、A銀行B支店に、申立人が振り込みを行ったとする平成13年4月6日、その前後の同年4月5日及び同年4月7日について振込記録の調査を行ったが、該当は無かったと回答している。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 8 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 11 月 15 日から 52 年 2 月 18 日まで
③ 昭和 53 年 1 月 26 日から 54 年 4 月 12 日まで
④ 昭和 54 年 6 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

大学を卒業後に、郷里の中学校及び小学校で臨時的任用教職員として勤めていた。在職証明書の提出により昭和 52 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間についてのみ厚生年金保険の被保険者であったことが認められたが、申立期間についても、A 県教育委員会の在職証明書を基に年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 県教育委員会教育長名による在職証明書及び A 県 B 教育事務所から送付された臨時的任用教職員の発令伺い書等によると、申立人は、申立期間①において C 町立 D 中学校に、申立期間②において E 町立 F 小学校に、申立期間④において G 町立 H 中学校に勤務していたことが認められる。

また、申立期間③については、上記の在職証明書と発令伺い書の任用期間が異なっているが、B 教育事務所の担当者は、「臨時的任用教職員の発令伺い書の記載の方が正しく、申立人の任用期間は、昭和 53 年 1 月 26 日から同年 4 月 11 日までである。」と回答していることから、申立人は、申立期間③のうち、53 年 1 月 26 日から同年 4 月 11 日までの期間において I 町立 J 小学校に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①及び②については、「臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について(通知)」(昭和 51 年 7 月 1 日付け A 県教育委員会教育長通知)により、臨時的任用教職員等については、昭和 51 年 4 月から厚生年金保険に加入することとされ、厚生年金保険の適用事業所の事業主は教育機関及び市町村立の小学校、中学校、高等学校の長とされているものの、C 町立 D 中学校及び E 町立 F 小学校は、当該期間において厚生年金保険の適用事

業所としての記録が確認できない。

また、申立期間③及び④については、「市町村立小・中学校の臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の適用事業所の変更について（通知）」（昭和52年6月11日付けA県教育委員会教育長通知）により、厚生年金保険の適用事業所を昭和52年7月1日から各教育事務所（申立人が勤務したB郡内はB教育事務所が管轄）に変更するとされているものの、A県教育委員会教職員課の担当者は、「厚生年金保険料の控除を含め給与計算は県教育委員会で行っていた。出先機関から届出された者のみ保険料を控除していた可能性が高い。」と証言している。

さらに、上記のA県教育委員会教職員課の担当者は、「臨時的任用教職員については、昭和51年4月から健康保険及び厚生年金保険が適用となったが、その適用事業所となるべき各小中学校（昭和52年7月1日からは、教育事務所）が、社会保険事務所（当時）に届出を行い、その届出により適用事業所となった旨を、県教育委員会に報告することにより、県教育委員会において、給与から保険料控除を行い、被保険者負担と事業所負担の保険料を各小中学校等に代わって納付していた。」と回答しているところ、申立人と同様に臨時的任用教職員であった複数の同僚も、厚生年金保険の記録が確認できないことから、当時、申立期間③及び④において申立人が勤務した各小中学校は、県教育委員会に対し、届出により適用事業所となった旨の報告を行っておらず、その結果、県教育委員会は、申立人の給与から保険料控除を行っていなかった可能性が考えられる。

加えて、B教育事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間③及び④において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月3日から2年4月1日まで
平成元年4月初旬、A事業所を退職後、B社に入社した。ところが、ねんきん特別便を見ると、同年4月3日から2年3月末までの期間が加入記録から漏れている。
納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の加入するC基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届には、被保険者資格取得日が平成2年4月1日と記述されており、オンライン記録と一致する。

また、当該事業主は、「申立人が入社後すぐには厚生年金保険への加入を希望せず、入社後約1年を経過した時点で厚生年金保険及び健康保険に加入したいという申出があったため、平成2年4月1日から加入させた。」と証言していることから、事業主は申立人の入社当初には厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録についても、平成2年4月1日に資格取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで

平成 9 年 6 月 11 日に正社員として入社したが、標準報酬月額が同年 6 月から同年 9 月までは 20 万円、その後の 10 年 8 月から 11 年 9 月までは 24 万円とされているのに対し、その間の 9 年 10 月から 10 年 7 月までが 11 万 8,000 円とされている。

この期間だけ低い等級とされているのは納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるオンライン記録の標準報酬月額は、A事業所に係るB基金の加入員異動履歴の記録と一致している上、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

また、A事業所は、当時の関連資料を保管していないことから、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできないと回答している。

一方、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格取得の3か月後の平成9年10月に定時決定されている。平成9年当時の通常の定時決定は、同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を、その支払月数(3か月)で除して得た額を標準報酬月額等級表に当てはめて、同年10月以降の標準報酬月額を決定することとされているところ、申立人の場合、A事業所で被保険者資格を取得した日が同年6月11日であることから、同年7月に支払われた6月分給与が、上記のとおり算定の対象となり、当該6月分の俸給を30で除した額に、同月の在籍日数である20をかけた額に基

づき申立期間の標準報酬月額が決定されたものと考えられる。

なお、通常支払われるべき給与より低い金額が支払われた場合等については、算定基礎届の備考欄に給与が減額された理由や金額を記載することにより、算定結果が被保険者にとって著しく不当な額とならないように、特別な方法で標準報酬月額を算定する方法（保険者算定）もあるが、申立期間については、当該方法が採られていないため、申立期間の標準報酬月額は、A事業所に入社した資格取得時の標準報酬月額（採用時の俸給に仮定の残業手当等を加算し決定）より減額されていたとしても不自然とは言えない。

また、A事業所において申立人と同日に被保険者資格を取得した従業員についても、申立人と同様に、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額は、18万円であるのに対して、平成9年10月の定時決定に基づく申立期間の標準報酬月額は、10万4,000円に減額されて記録されている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認ができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 49 年 3 月に高校を卒業し、A 市役所に正規職員として採用が決まったが、この年は B のため採用が同年 4 月からではなく同年 7 月となり、同年 4 月から同年 6 月までは、臨時職員として採用された。ところが、ねんきん特別便では、この間の厚生年金保険の記録は無く、同条件で採用された同期の者の中には、記録がある者がおり納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所から提出された在職証明書及び「臨時的任用職員雇用内申書」により、申立人が申立期間において同市役所に臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 市役所は、「申立期間当時の関係資料が無く、臨時職員の厚生年金保険への加入の取扱い、及び社会保険事務所（当時）に申立てどおりの届出、保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に昭和 49 年 4 月より前から A 市役所に臨時職員として採用され、申立人と同時期に正規職員となった者のうち、大多数の者は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。さらに、これらの者の中に、申立期間において国民年金に加入している者も確認できることから、同市役所は、同年 4 月採用の臨時職員の全員を、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがわれる。

加えて、A 市役所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
大学を卒業後、A市役所の正規職員として採用されるまでの間（昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間）、臨時職員として雇用され、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所から提出された在職証明書及び「臨時的任用職員雇用内申書」により、申立人が申立期間において同市役所に臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A市役所は、「申立期間当時の関係資料が無く、臨時職員の厚生年金保険への加入の取扱い、及び社会保険事務所（当時）に申立てどおりの届出、保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に昭和 49 年 4 月より前からA市役所に臨時職員として採用され、申立人と同時期に正規職員となった者のうち、大多数の者は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。さらに、これらの者の中に、申立期間において国民年金に加入している者も確認できることから、同市役所は、同年 4 月採用の臨時職員の全員を、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがわれる。

加えて、A市役所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
A 市役所の正規職員採用試験に合格後、昭和 49 年 1 月 10 日から同年 6 月 30 日まで（昭和 49 年 1 月 10 日から同年 2 月 28 日までは B 課、同年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までは C 課）、同市役所で臨時職員として勤務した。ところが、この期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所から提出された在職証明書及び「臨時的任用職員雇用内申書」により、申立人が申立期間において同市役所に臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 市役所は、「申立期間当時の関係資料が無く、臨時職員の厚生年金保険への加入の取扱い及び社会保険事務所（当時）に申立てどおりの届出、保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に昭和 49 年 4 月より前から A 市役所に臨時職員として採用され、申立人と同時期に正規職員となった者のうち、大多数の者は、同年 4 月前の期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。さらに、これらの者の中に、申立期間において国民年金に加入している者も確認できることから、同市役所は、申立期間に採用された臨時職員の全員を、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがわれる。

加えて、A 市役所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。